

給与所得控除の改正（平成32年度より）

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%−10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	195万円
1,000万円超	220万円	195万円

給与所得控除の調整（平成32年度より）

給与等の収入金額が850万円を超える者で、

次のいずれかに該当する者は、調整控除の適用をすることができる

要件	・特別障害者に該当する
	・年齢23歳未満の扶養親族を有する
	・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
調整額	給与等の収入金額(1,000万円上限)から850万円を控除した金額の10%

基礎控除の改正（平成32年度より）

合計所得金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下	38万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	38万円	16万円
2,500万円超	38万円	なし

扶養親族等の所得要件の改正（平成32年度より）

- ・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が38万円から48万円に
- ・源泉控除対象配偶者の合計所得要件が85万円以下から95万円以下に
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得要件が、38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に